

# 筑西広域市町村圏事務組合消防表彰規程

昭和60年3月14日訓令第1号

改正 平成16年3月1日訓令第2号 令和3年8月30日訓令第12号

## (趣旨)

第1条 この規程は、筑西広域市町村圏事務組合表彰条例（昭和56年組合条例第7号）による表彰のほか、消防職員等に対する消防長の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (表彰の種別)

第2条 消防長表彰の種別は、次のとおりとし、各号の一に該当する者に対して授与する。

### (1) 特別功労賞

職員として、任務遂行上抜群の功労があり、他の模範と認められる者。

### (2) 優秀賞

職員として平素における勤務が極めて優秀であり、他の模範と認められる者。

### (3) 優良賞

ア 職員として、平素における勤務が特に優良と認められる者。

イ 退職する職員で、平素における勤務が優良と認められる者。

### (4) 精勤賞

職員として、平素の勤務が優良と認められる者。

### (5) 善行賞

ア 部外から賞賛を受け、消防の名誉を高揚したとき。

イ 他の模範と認められる消防活動をしたとき。

ウ 業務上極めて有益な考案をし、その実績が顕著であったとき。

エ 消防業務において功労があった者。

オ 各種同一大会に複数回出場して、功労のあった者。

### (6) 部隊賞

任務遂行上著しい功労があった部隊。

### (7) 感謝状

次に掲げる事項について、功労が認められる消防職員以外の者又は団体。

ア 水火災その他の災害による予防、警戒、鎮圧に対する協力。

イ 人命の救助又は救護の手段、方法により人命又は救護に協力。

ウ 防火思想の普及啓蒙に協力。

エ 資機材、その他の消防施設の拡充強化に協力。

オ 消防施設等が優良にして、他の模範となる事業所等。

カ その他、消防行政の運営に対する協力。

(表彰状の種別)

第3条 消防長の行う表彰状の種別は、次のとおりとする。

- (1) 賞詞
- (2) 賞状
- (3) 表彰状
- (4) 感謝状

(副賞)

第4条 消防長の行う表彰には、予算の範囲で記念品等を授与することができる。

(職員記章等)

第5条 消防長は、第2条第1号及び第2号に該当する者には、職員記章を授与する。

2 記章の形状は、別表のとおりとする。

3 記章を授与された職員は、制服で勤務するとき着用できるものとする。

(記章の返納等)

第6条 消防長は、記章を授与された職員が、消防職員としてふさわしくない非行のあったときは、着用を停止し、又はこれを返納させることができる。

(表彰の除外)

第7条 消防長は、次の各号の一に該当する者に対しては、表彰を行わないこととする。

- (1) 懲戒処分を受けた者
- (2) 休職者

(表彰の上申)

第8条 所属長は、この規程に基づく表彰に該当する事案を認めたときは、消防長に別記様式により上申するものとする。

(委員会の設置)

第9条 表彰に関する事項を審査するため、筑西広域市町村圏事務組合消防表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第10条 審査委員会は消防長を委員長とし、消防次長、総務課長及び消防長が指名する職員をもって構成する。

(会議)

第11条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ、上申者を会議に出席させ、実情を聴取することができる。

(表彰の決定)

第 12 条 消防長は、前条の委員会の決議により、被表彰者及び表彰の種別を決定するものとする。

(庶務)

第 13 条 審査委員会の庶務は、総務課が行う。

(会議記録)

第 14 条 会議の記録を作成しなければならない。

(表彰の期日)

第 15 条 表彰は、別に定める時期に行う。

(表彰台帳)

第 16 条 表彰台帳を備え付け、表彰のあった都度所要事項を記載し、永久保存とする。

(被表彰者の死亡)

第 17 条 被表彰者が、表彰を受ける前に死亡したときは、表彰状及び副賞は、これを遺族に贈る。

(補則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(筑西広域市町村圏事務組合消防表彰規程の廃止)

2 筑西広域市町村圏事務組合消防表彰規程(昭和48年組合訓令第1号)は、これを廃止する。

附 則(昭和60年3月14日訓令第1号)

1 この規程は、公布の日から施行し、昭和60年1月1日から適用する。

2 この規程施行前の筑西広域市町村圏事務組合消防表彰規程(昭和56年訓令第111号)により、現に職員記章受賞者については、昭和61年1月1日以降は着用しないものとする。

3 筑西広域市町村圏事務組合消防表彰規程(昭和56年訓令第111号)は廃止する。

附 則(平成16年3月1日訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年8月30日訓令第12号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

特別功労章、優秀職員章の形状及び制式

1 形状

特別功労章 優秀職員章

2 制式

区分		特別功労章	優秀職員章
地金		銀	銀のつやけし
大きさ	縦	20 ミリメートル	18 ミリメートル
	横	20 ミリメートル	18 ミリメートル
表面		菊花銀台金消防章中央赤玉	菊花地金銀つやけし金消防章
		地 銀色	地 銀色
裏面		地金色ネジ付	地金色ネジ付

別記様式第1号（第8条関係）

年 月 日			
消 防 長 様			
消 防 署 長			
特別功労賞・善行賞・部隊賞表彰上申書			
表彰種別			
所 属		※部隊名	
階 級		氏 名	( 歳)
任務遂行上の功 労や他の模範と 認められる事実 の詳細			
消防長表彰等 受賞歴			
そ の 他 の 参 考 事 項			

【留意事項】

- 1 表彰種別は、特別功労賞・善行賞・部隊賞の何れかを記入すること。
- 2 部隊名は、部隊賞上申時に記入すること。
- 3 特別功労賞は、① 国又はそれに準ずる機関へ出向し功労のあった者、② ①と同等と認められる功労があった者とする。
- 4 善行賞、部隊賞は、消防表彰規程第2条第1項第5号及び第6号に合致する者(部隊)とする。
- 5 任務遂行上の功労や他の模範と認められる事実の詳細欄は、具体的詳細に記入すること。

別記様式第2号（第8条関係）

年 月 日					
消 防 長 様					
消 防 署 長					
優秀賞・優良賞・精勤賞表彰上申書					
表彰種別					
階 級		氏 名		( 歳)	
採用年月日		勤続年数		最終学歴	大卒・高卒
①優良と認められる具体的事実 ②他の模範と認められる事実 <u>※②は優秀賞のみ該当事項</u>					
消防長表彰等 受賞歴					
そ の 他 の 参 考 事 項					

【留意事項】

- 1 表彰種別は、優秀賞・優良賞・精勤賞の何れかを記入すること。
- 2 優秀賞・優良賞・精勤賞の受賞は、職員一人につき1回までであること。
- 3 精勤賞該当となる職員は、勤続10年以上（大卒5年以上）であること。

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日	
消 防 長 様	
消 防 署 長	
感 謝 状 表 彰 上 申 書	
住 所	
氏名（団体名）	
功 労 が 認 め ら れ る 事 実	
そ の 他 の 参 考 事 項	

【留意事項】

- 1 住所欄に対象者（団体）の住所を記入すること。
- 2 氏名欄に対象者、団体にあつては正式な名称を記入すること。
- 3 功労と認められる事実欄には、表彰審査及び感謝状に大きく影響する事項であるため、行動事実を時系列に沿って具体的詳細に記述すること。また、活動を記した報告書類等の写しを添付すること。
- 4 その他の参考事項欄には、添付書類、礼状発送状況、関係者等の詳細な情報を記述すること。